

消防団統合再編に伴う笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例及び笠間市消防団の組織等に関する規則の一部改正について

1 目的

平成 27 年度に笠間市消防団のあり方に関する検討委員会と笠間市消防団審議会を開催し，平成 28 年 3 月に答申が示され，平成 29 年 4 月 1 日に「笠間市消防団の組織等に関する規則（平成 18 年規則第 143 号。以下「規則」という。）の一部改正をし，5 個分団による統合再編が早期に実施された。

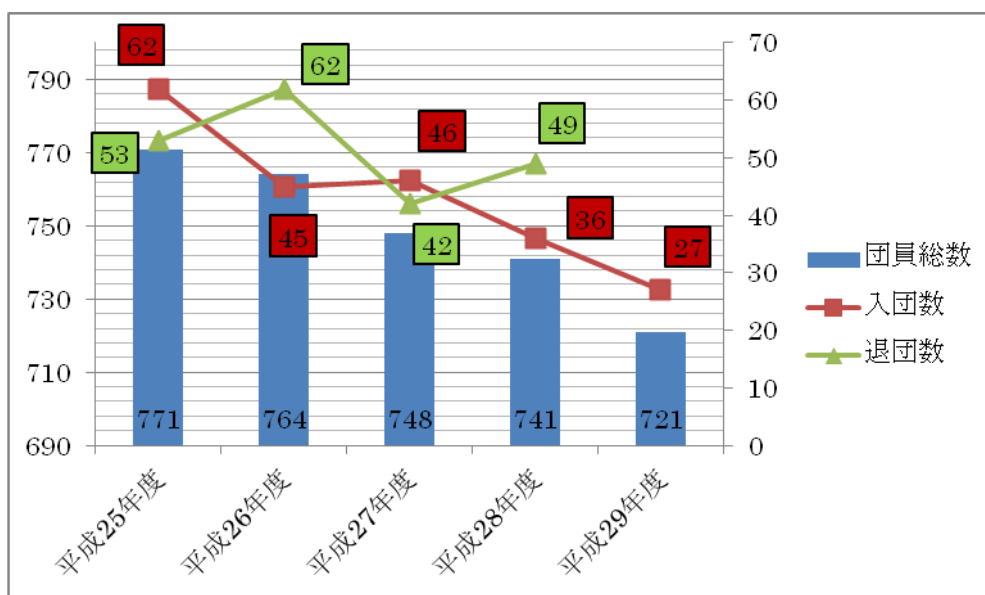
今回，平成 30 年 4 月 1 日からの更なる消防団統合再編に伴う規則の改正をし，分団数が 43 個分団から 33 個分団へ削減されることから，笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例（平成 18 年笠間市条例第 178 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する団員定数を削減し，消防団の機能強化，効率的運用，費用の削減を図ることを目的とする。

2 現状

(1) 笠間市消防団の団員数の推移

笠間市消防団の過去 5 年間の団員数の推移は表 1 のとおり，入団者数は減少する一方，退団者数が増加傾向にある。団員総数は，平成 25 年度から 5 年間で約 50 人減少し，人口減少，少子高齢化，就業形態の変化等を踏まえると，今後の団員総数の増加は見込めないのが現状である。

表 1 入退団者数と団員総数の推移



(2) 統合再編に伴う団員数

消防力の整備指針に基づく通常の火災に対応するために必要な団員数（以下、「必要数」という。）については、表2のとおりであり、1個分団の分団員数を20名とし、平成30年度の団員数は696人と算出され、平成29年4月1日現在、必要数を満たしている。

近年、道路網の整備が進んでいることや計画的に消防水利を設置しているなどから、消防車両の機動性や消防力を十分発揮できる環境にある。

このような状況、環境のなか、統合再編後は、小型動力ポンプから消防ポンプ自動車に更新が加速されるなど、最新の消防車両を配備することにより機動力の向上が図られるとともに、出動団員数の増加が見込まれることから、統合再編に伴う消防車両台数の減少や各分団の管轄面積の拡大をカバーすることが可能であるといえる。

また、消防団と常備消防が更なる連携強化を図り、これまで以上に地域の安心・安全を確保していくことが十分可能になることが期待される。

表2 消防力の整備指針に基づく消防団員数の必要数

	平成28年度 (定数)	実員数 (H29.4.1現在)	平成30年度 (必要数)
分団数	46	43	33
分団員数	802 笠間(19個分団:294人) 友部(15個分団:238人) 岩間(12個分団:270人)	691	660 (分団数×20名)
正副団長	分団数に含む	4	4
本部員	〃	12	12
女性消防団	20	14	20
合計	822	721	696

※ 平成16年12月の消防審議会の消防力の整備指針に関する答申によると消防力の整備指針に基づく消防団員総数の算定方法について、「消防団が管理する消防ポンプ自動車等の操作に必要な人員（消防ポンプ自動車1台につき5人）の3倍の数とするべきである」との算定指標として基準がある。現在は、機械的な算定法は実態にそぐわない団員数が算定される可能性があることから、地域の実情に応じて必要な数として、消防力の整備指針の規定自体は削除されている。

3 改正内容

(1) 条例

条例第3条に規定する団員の定員を「822人」から「720人」へ102人の削減をする。

(2) 規則

平成30年4月1日からの統合再編により、規則の別表、分団に関する規定の分団名称、消防団の消防施設等の位置を整理する。全43個分団（平成29年4月1日現在）から全33個分団へ削減する。※別紙参照（統合再編一覧）

4 改正による効果

(1) 出動団員数の確保

人口減少、少子高齢化、サラリーマンの増加による新入団員の確保や平日（日中）出動可能な団員の減少等に伴い、昼間の参集率の低下は免れない状況にある。有事の際に団員が集まらず出動ができないといったことにならないよう、統合により各分団の総人員を増加することで、管轄区域面積は広がったとしても、出動団員の確保ができ、確実に出動できる初動体制の強化を図ることができる。

(2) 消防施設等の効率的運用

統合再編により、施設等を削減することで、集中して車両の老朽化対策や詰所の耐震化対策を図ることができ、効率的な維持管理ができるようになる。

また、近代的な車両の導入により、活動しやすい施設を整備し、より円滑な消防活動が可能となり、非常備消防力の強化に繋がる。

(3) 経費削減

従来、「822人」を定数として継続してきたが、年々、団員総数の減少傾向により、平成29年度中の実員数は定数を100人以上割っているのが現状である。一定の地域防災体制を保ち、地域に必要な防災力に変化がないことを考慮すると、表3に示すとおり、条例定数を削減することで、定数を維持するために要する費用の削減が見込まれる。

表3 条例定数を基準とした負担金等の削減一覧 (単位:円)

項目	条例定数 822人	条例定数 720人	削減	備考
消防賞じゅつ金負担金	575,400	504,000	-71,400	700×定数
消防団員等公務災害補償負担金	1,315,200	1,152,000	-163,200	1,600×定数
消防団員退職報償金掛金	15,782,400	13,824,000	-1,958,400	19,200×定数
計	17,673,000	15,480,000	-2,193,000	

5 統合後の笠間市消防団の課題

笠間市の人口が年々減少する中で、平成 29 年 12 月 1 日現在の 718 人の全消防団員は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、適正な人員を確保するため、事業所への募集案内等の配布や消防出初式等の各イベント時の P R 活動を強化し、消防団活動の理解を深めることで団員の入団促進を図る。

6 スケジュール

平成 30 年	1 月	庁議
	1 月	例規審査委員会
	2 月	議員全員協議会
	3 月	議会上程
	4 月	条例，規則の施行

統合前		統合組合せ 分団	統合後	
分団名	所在地		分団名	所在地
1分団	来栖47番地10	1	1分団	来栖47番地10
2分団	石井2068番地	2	2分団	石井2068番地
3分団	来栖1044番地2	3.18.19	3分団	南吉原181番地
18分団	南吉原181番地			
19分団	上加賀田187番地3			
4分団	本戸3154番地	4	4分団	本戸3154番地
5分団	福原6402番地2	5.6	5分団	福原2185番地5
6分団	福原2185番地5			
7分団	稲田2307番地12	7.8	6分団	稲田2307番地12
8分団	稲田3367番地2			
9分団	大郷戸964番地	9.10	7分団	大郷戸964番地
10分団	片庭1411番地			
11分団	箱田2216番地	11.12	8分団	寺崎980番地
12分団	寺崎980番地			
13分団	飯田891番地7	13	9分団	飯田891番地7
14分団	大橋1595番地2	14	10分団	大橋1595番地2
15分団	笠間1136番地1	15	11分団	笠間1136番地1
16分団	笠間74番地4	16	12分団	笠間74番地4
17分団	笠間2777番地1	17	13分団	笠間2777番地1
20分団	平町85番地3	20	14分団	平町85番地3
21分団	大田町419番地3	21	15分団	大田町419番地3
22分団	下市原1765番地2	22.23.24	16分団	小原4189番地1
23分団	小原4189番地1			
24分団	小原2256番地			
25分団	南友部434番地7	25	17分団	南友部434番地7
26分団	東平2丁目1470番地1439	26	18分団	東平2丁目1470番地1439
27分団	南小泉761番地2	27	19分団	南小泉761番地2
28分団	矢野下1921番地1	28.29	20分団	平町1718番164
29分団	中央2丁目1470番地1464			
30分団	鯉淵6679番地5	30	21分団	鯉淵6679番地5
31分団	随分附377番地1	31	22分団	随分附377番地1
32分団	旭町108番地3	32	23分団	旭町108番地3
33分団	湯崎住吉入会地2番地1	33	24分団	湯崎住吉入会地2番地1
34分団	仁古田728番地2	34	25分団	仁古田728番地2
35分団	安居1427番地2	35.36	26分団	安居2059番地1
36分団	安居2059番地1			
37分団	押辺1203番地8	37.38.39	27分団	押辺3579番地2
38分団	押辺3579番地2			
39分団	土師656番地1			
40分団	市野谷1357番地1	40	28分団	市野谷1357番地1
41分団	下郷4446番地123	41	29分団	下郷4446番地123
42分団	下郷599番地1	42	30分団	下郷599番地1
43分団	下郷3853番地5	43	31分団	下郷3853番地5
44分団	市野谷389番地	44.45	32分団	泉3154番地4
45分団	泉3154番地4			
46分団	上郷1742番地3	46	33分団	上郷1742番地3